

〔25〕建築基準法の違反に関する通報の受付

市内における建築基準法違反に関する通報は、建築安全推進課で受け付けています。通報いただいた建築物については、速やかに調査を実施し、状況に応じて建築物の所有者等に必要な指導を行います。

対応にあたっては以下の考え方を基本としています。

① 第三者の建築物について

情報保護の観点から、通報者の氏名を対象建築物の所有者等に伝えることはありません。また、対象建築物の違反の有無や指導内容は、通常他人に知られたくない情報であるため、個人情報の保護に関する法律、名古屋市情報公開条例および名古屋市情報公開審査会答申に基づき、通報者であってもお伝えすることができません。あらかじめご了承ください。

② ご自身の建築物について

建築物の所有者等には、常に適法な状態に維持管理を行う義務があります。ご自身が所有・居住等する建築物（売買対象の建築物や共同住宅を含む）の違反については、当課が調査を行うことはありません。必要に応じて、建築士に依頼し、調査・是正を行ってください。

詳しくはこちらをご覧ください。

名古屋市 違反建築物

検索 

「建築基準法に違反する建築物について」

(<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/toshikeikaku/1018015/1018021/1018051/1034618.html>)